

特集 声を上げる 子ども・若者たち

これからのまちと子ども議会

土肥潤也 (NPO 法人わかもののみち)



子ども議会の意味の変化

子ども議会の歴史は戦後に遡る。戦後の新しい民主主義教育として始まった子ども議会が、現代では 1994 年の子どもの権利条約の批准、2015 年の 18 歳選挙権の実現、そして今の社会の大きなトピックである人口減少社会への突入と、時

代の変化に合わせてその意味が変わってきている。本稿では、国内で先進的に子ども議会もしくは若者議会に取り組む 2つの事例から、これからの時代の子ども議会のあり方を考えていく。今回紹介する 2つの事例は、どちらも子ども議会が独自の予算を持っていることが大きな特徴である。

NEWS LETTER No.131 CONTENTS

特集 声をあげる 子ども・若者たち

<国内>

- これからのまちと子ども議会 1
- 「多様な学び実践研究フォーラム」から 子ども、若者が「生き方」を語る -多様な学びの場で育つ..... 3

<海外>

- OCFC とネパールの子どもたち (第 2 回) 4
- コスタリカの子どもたち-国の未来を考え行動する..... 6

髪が黒くなければ学校に入れない..... 7

子どもの現場と子どもの権利条約

- 小児医療の現場と子どもの権利条約..... 8

新連載：子どもの権利条約フォーラムの残したものと、引き継ぐもの

- 関西で子どもの権利条約が残したのもの、引き継ぐもの..... 10
- フォーラムと子どもの声 11

遊佐町少年議会（山形県）

遊佐町では、「少年議会」という名前で、2003 年から中学生・高校生の議会が実施されている。この少年議会のユニークな点は、少年議員になりたい中高生が立候補し、町の全中高生が有権者となる選挙を通して選ばれることである。筆者が知る限り、現存する子ども議会のなかで、実際にまちをあげて選挙をし、代表制を担保しているのは遊佐町だけである。少年議会は、45 万円の独自の予算を持っており、選出された1名の少年町長および10名の少年議員によって政策が考えられる（年度によって少年議員の数は変化）。それだけでなく、全有権者（中高生）を対象に町への要望等に関するアンケートも実施され、その内容をもとに少年議会が政策立案を行う。また、予算内で実現できないものについては、一般質問として町に政策提言がされ、所轄課で予算化が検討される。

これまでに数えきれないほどの政策が実現しており、その内容も様々である。例えば、第2期少年議会では、「町民が一つにまとまる遊佐町のシンボルがほしい」という有権者の声を受け、「^{ベス}米〜ちゃん」というイメージキャラクターをつくりだした。遊佐町のいたるところでこのキャラクターを見ることができ、町民から愛されるキャラクターになっていることがよくわかる。第13期では、遊佐の特産品であるパプリカを使ったレシピを市民から公募し、レシピ集をつくることで

遊佐のPRを行った。一般質問では、第5期に帰宅時間帯の電車の本数が少ないことをあげ、JR 東日本に増便を求める



陳情を行った。実際に増便はされなかったが、ダイヤの組み替えが行われ、少年議会の提案は実現された。

新城市若者議会（愛知県）



新城市では、2015年から若者議会を実施している。新城市が若者政策に取り組み始めたのは2014年からで、

現在も市長である穂積氏が3期目の選挙で公約に若者政策を掲げて当選したのがはじまりである。当初は高校生・大学生・若手社会人・役所の若手職員などによって構成される「若者政策ワーキング」という組織で活動していた。若者政策ワーキングに参加していた若者がイギリスの若者議会の存在を知り、それを紹介したことで新城市若者議会の発足につながった。また、若者たちは、公約に若者政策を掲げる現職の市長がいつか変わってしまうと、若者の声が持続的に市政に反映されないことを危惧し、条例化が必要ではないかと考えた。そこで市職員力を借りながら、条例のたたき台づくりをし、「新城市若者条例・新城市若者議会条例」が2014年に新城市議会でも決された。つまり新城市では、若者参画の仕組みづくりにも若者が参画したのである。

その後、2015年4月から若者議会が設置され、現在も活動を続けている。若者議会は、1千万円の予算提案権を持ち、これまでに図書館のリノベーションや若者防災意識の向上、新城市のPRなど、幅広い提案をしている。例えば、第1期で提案された図書館リノベーション事業では、図書館がテスト期間になると学生で混み合う課題を、利用率が低い郷土資料室に注目し、学習スペースにつくり変えることを提案した。この事業は第2期にも引き継がれ、様々な世代にとって癒しの場所になる図書館を目指し、リノベーションに加え、イベントの開催なども行っている。



子ども議会の再評価

今まで子ども議会は、どちらかといえば軽視されてきたように感じる。すでに用意されている原稿を子どもがただ読むだけのものや、意見を言いつつなしのものが多く、今回紹介した2つの事例のように実質的な影響力を持っていないことがほとんどである。しかし、人口減少社会に突入し、地方の人口流出が叫ばれる今、子ども・若者の声に学び、まちづくりに取り組まなければ、地域の持続は危うい。こうした時代背景にある今だからこそ、子ども議会の意義の再評価が必要なのではないだろうか。

子ども、若者が「生き方」を語る —多様な学びの場で育つ

うめもと
梅本えりか(早稲田大学文化構想学部 4年)



2月24・25日の2日間にわたり、多様な学び実践研究フォーラムが早稲田大学の戸山キャンパスで開催されました。1日目の全体会、トップバッターで行われたのが、多様な学びの場で育った若者たちのシンポジウムです。まさに「学び」という言葉が持つその主体性を十分に、教育について語り合うことの重要性を象徴する大切な場でした。ご登壇頂いたのは、フリースクール りんごの木、ブラジル学校 エデュカレ、ホームエデュケーション ホームシューレ、東京賢治シュタイナー学校、東京サドベリースクールにそれぞれ通っていた、あるいは現在も通っている若者たちです。一人ひとりの立場や経験の違いはまさに学びの多様性そのものでした。司会として彼らの話を存分に聞ける立場であったため、その話を抜粋して要所まとめるというのは難しいところがありますが、シンポジウムのちょっとした断片をご紹介しますので、ご興味をお持ちの方はぜひ読んでみてください。

「普通」とは違うということにどう感じますか？」という質問

シンポジウムでは、彼らは多様な学びの経験者として、「なぜ違うのか？」「違うことで何が得られたのか？」ということ聞かれるのが一般的です。フォーラムの実行委員会でも彼らに聞きたい質問として「周りとは違うということについてどう思うか？」は挙げられました。こういった質問に対して、前持った顔合わせの際、東京サドベリースクールに在籍していた若者の反応が印象に残っています。彼は非常に困った様子で「特に何も感じない(笑)…みんな違うものなのではないか？」と話してくれました。エデュカレに在籍している若者は、一時公立の学校に通った経験があり、「いじめられて辛かった」とシンポジウムの中で話してくれました。しかし、彼は「問題はいじめそのものではなく、個性を大切にしてくれなかったことだ」と語ります。彼らにとってのアイデンティティは「違うこと」という事実ではなく、「自分が辿ってきた道筋」そのものであり、それが人と同じであるとか、違うかどうかということではないのだらうと感じました。学ぶ環境を整える側としての大人たちが考えているほど、「違うこと」というのは重要ではないのかもしれませんが。

自分に合うと思える環境を、自ら求めていく姿勢

東京賢治シュタイナー学校出身の若者は人間の生活における地域性への関心から現在地方の大学に通っているそうです。フリースクールりんごの木からご登壇頂いた若者はお菓子作りが好きでそれを職とするために、学校ではなく直接お店に弟子入りさせてもらったと仰っていました。自分がやりたいことをただやるのではなく、どのようにやるのかを選択する姿勢を感じました。東京サドベリースクールから登壇した若者は、サドベリースクール高等部までは進まずに辞め、同年の間に高卒認定を取得し、現在は大学受験資格が得られる18歳になるまで関心のある社会問題に関わりながら、自分が学びたいことについて考えを深めているそうです。

「不登校」の問題

ホームエデュケーション ホームシューレからご登壇頂いた方は、シンポジウム当日には時間の制約上お話しし切れなかったのですが、「自分はなんとか生きていけれど…」と仰っていました。こういったシンポジウムにも何度が登壇経験があるそうですが、自分がシンポジストとして登壇することに違和感を抱えることもあるそうです。「自分は成功者なのか？(同じ立場で)生き辛さを抱えている人もいるのではないか？」と。法律に規定される学校に行かない自分を認めてもらえない状況、認めてもらえなかったという過去に悩む人も少なくないはず。

シンポジウムを通して、不登校には、恐らく2つの意味があるのではないかと考えました。一つは一般に使われる、学校教育法第1条に規定される学校に行けなくなった、行かなくなったことで、周囲から問題視されるなど、環境的要因により辛い思いをする状況のこと。ただしこれは言葉そのものの意味というより、歴史的背景により言葉に付いてきた意味合いだと思います。一方、言葉通りにとるならば、それは単純に法律上の問題で一条学校に籍を置かねばならない中で、その学校に行かないという事実それだけではないでしょうか。これまでも、今も、そういった人々が別の場所で学び、育ってきました。ブラジル学校などに関与して、日本以外の国にもルーツの一部を持つ生徒は一条学校では行かなくなると除籍をされる実態もあるそうですが、共通する問題は同じです。これまでの法律では、憲法26条の教育を受ける権利を保障するのは学校教育法第1条が規定する学校においてだけでした。しかし、一条学校以外の多様な教育の場は、事実として、多くあり、そして必要とされています。そういう場所も「あってもいい」、そういう子も「いてもいい」ではなく、その場所は、彼らは、何からも、誰からも認められずとも、そこに確かに存在しています。彼らの言葉がというよりも、彼らが自身のことを語る姿それ自体が、「あるんだ」「いるんだ」という実態を根幹に、教育の多様性について考えるきっかけになるのではないのでしょうか。

CFC とネパールの子どもたち

前号に引き続き、2015年6月にネパール政府から「子どもにやさしい地方行政」として認定されたサンウォル市の「子ども参加のまちづくり」に中心的に関わってきた、子どもクラブ創設者のビパナ・シャルマさん、子どもクラブの元メンバーのサミール・パリヤーさん、チュナ・パンデイさんに、子どもクラブの活動内容と活動の成果、子ども参加への思いを聞きました。

ネパール・サンウォル市の 子どもの声をいかしたまちづくり ～「子どもクラブ」と子どもにやさしい地方行政②～

ビパナ・シャルマ 18歳

サンウォル市子どもクラブ・ネットワーク初代代表
ネパール子どもクラブ・ネットワーク創設者

ネパール「子どもにやさしい地方行政」フォーラム・メンバー



(ニューズレター130号つづき)

サンウォル市の子どもたちは、「子どもクラブ」に参加するだけでなく、「健康管理委員会」「学校運営委員会」「自治体委員会」など社会にあるさまざまな組織に参加しています。子どもの参加は、子どもが直面している課題を明確にし、課題を解決するのに役立っています。

私たちはこのような活動をサンウォル市で6年続けてきました。この間、700人以上の児童婚と60人の児童労働が止められ、市内のすべての子どもが学校に通えるようになりました。すべての学校には生理用ナプキンが置かれるようになりました。すべての妊婦が定期的な健康診断を受診できるようになり、病院で安全な分娩ができるようになりました。すべての家できれいな水を飲めるようになりました。学校で先生は棒で子どもをたたかなくなりました。サンウォル市の22,000人の子どもに差別はありません。こうした子どもたちの取り組みにより、すべてのステークホルダーと政党が、子どものことを議論するようになりました。すべての人にとって子どもが最優先事項になりました。私たちはついに、ネパール政府が提示する「子どもにやさしい地方行政」のための39の指標に自分たちで追加した2指標も加えた41指標すべてを達成することができました。

私たちの4年以上にわたる継続的な活動により、2015年6月15日、サンウォル市はネパール政府より、ネパールで最初の「子どもにやさしい自治体」と宣言され、私が11歳のころからえがいていた夢がついに実現しました。

宣言後、私たちはいまサンウォル市の「子どもにやさしい地方行政」を持続可能なものにするために活動しています。この宣言以後、おとなの子どもに対する見方が国レベルで変わりました。子どもたちは社会の中に居場所を与えられました。今はだれもがネパールは子どもに投資しているといえます。ネパール国内には現在22000以上の子どもクラブがあります。サンウォル市について14の自治体が子どもにやさしいまちと宣言されました。今わたしたちはネパールを子どもにやさしい国にするために、さらなる活動をつけています。私たち子どもはネパールの未来を明るくする存在なのです。

(訳：内田塔子^{うちだとうこ})

サンウォル市の 「子どもにやさしい地方行政 (CFLG)」宣言と 子ども参加の役割

サミール・パリヤー

元サンウォル市子どもクラブ副書記長
サンウォル市子どもクラブ・ネットワーク顧問



子どもクラブは、子どもたちが声を上げるために作られたグループです。サンウォル市では2011年から始まりました。サンウォル市で初めて誕生した子どもクラブは、ビパナ・シャルマさんが創設した「エカタ・子どもクラブ」です。

子どもクラブは、子どもたちとともに、そして子どもたちの問題解決のために活動する、これまでになかったグループです。住んでいる場所、宗教、カースト、年齢を問わず、どんな子どもでも参加できます。子どもたちは自分たちの問題や計画をクラブに持ち寄り、何が子どもにとって一番よいのかを全員で話し合います。

子どもクラブは、子どもたちの生活を変える多くのプログラムを実行してきました。あまり裕福ではない子どもの就学推進、お祭りのときに家々を回って集めたお金を活用した奨学金の支給、ドラッグ反対の意識啓発プログラムなどです。

子どもクラブができるまでは、子どもは勉強するだけでしたが、クラブに関わるようになると、創造性や人格の発達につながるさまざまなプログラムに参加する機会を持てるようになりました。そのため親も喜んで「子どもにやさしい地方行政」(以下、CFLG)への関心を高め、子どもクラブやCFLGプログラムを支持するようになりました。先生たちも、以前は生徒が間違いをしたら処罰していました。しかし学校に子どもクラブができると、学校運営委員会で子どもたちの声を取り上げるようになったので、学校の雰囲気も子どもにやさしいものになり、子どもと先生が質の高い教育に集中する役に立っています。

地区(Ward)レベルの子どもクラブは、学校と村の子どもクラブのネットワークです。とくに子どもの権利推進のためのさまざまなプログラムを実施しています。ドラッグの濫用・取引に反対する取り組みも行い、子どもたちをドラッグの悪影響から救ってきました。それぞれの地区の学校や村に設けられている子どもクラブへの積極的働きかけも行なっています。こうした活動のおかげで、村人全員が子どものためのプログラムを支持するようになりました。

さらに市レベルの子どもクラブネットワーク(MCCN)も結成され、積極的に活動してきました。初代会長はビパナ・シャルマさんです。MCCNのメンバーは市のCFLG委員会、子ども保護委員会、保健・教育関連の委員会などさまざまな委員会に参加して、問題解決の手助けをしています。MCCNは、奨学金支給プログラム、CFLGと子どもの権利に関連する集

会や意識啓発、さまざまなコンテスト（スピーチ、クイズ、ディベート、絵画など）のような能力構築プログラム、市が実施する出生登録プログラムの支援、子どもクラブへのスポーツ用品の配布など、多くの重要な活動を行ってきました。

MCCN のおかげで、政党も CFLG や子どもの権利について前向きな姿勢を見せるようになってきました。政党の活動で子どもたちを利用することはしないと約束し、CFLG プログラムも支持してくれるようになりました。CFLG に子どもたちが積極的に意味のある形で参加することで、市民、地域、そして市に前向きな変化をもたらすことができ、それもあってサンウォル市は、2015 年 6 月 15 日、市としては国内初の「子どもにやさしい地方行政」宣言をしました。市や関係者の努力に加え、子どもクラブと意味のある子ども参加があったからこそ、サンウォル市が国内初の CFLG 宣言をすることができたのです。

宣言の後は、子どもクラブやその他の関係者は、サンウォル市で CFLG を維持していくために、さらに活発に活動しています。

（訳：平野裕二^{ひらのゆうじ}）



「子どもクラブ」と私の経験

チュナ・パンデイ
元子どもクラブ・メンバー



子どもの保護と子どもの権利の保全のために開かれていて、子どもが生活のさまざまな側面で主体的な役割を果たせるようにし、子どもたち、その家族、ソーシャルワーカーと協力しながら子どもの発達を保障する場所——それが「子どもクラブ」です。

子どもクラブのメンバーは通常 11～13 人のメンバーですが、状況やニーズに応じて増減することもあります。このうち 5 人が役員になり、委員長、副委員長、書記、副書記、会計の役割を引き受けます。メンバーを選ぶときはさまざまな宗教、カースト、年齢層の子どもが選出されるようにするため、それぞれが抱えている問題を容易に明らかにして問題解決に取り組むことができます。

子どもクラブは、子どもに関連するプログラムを少なくとも 3 つ運営することが求められます。状況やニーズによって、それ以上のプログラムに取り組むこともできます。プログラム案や支出予定を提出すると、それぞれの自治体が

ら資金が提供されます。子どもクラブは、子どもが全人的に発達していくのに役立っています。

私はサンウォル市生まれで、子どもクラブには 6 年生のときから参加しました。現在、教育学部の大学 1 年生です。最初は子どもクラブの書記に選ばれていろいろなプログラムに招かれたのですが、自己紹介もできなかったのを思い出します。たくさんの人たちの前に立つことさえできず、一言も話せなかったのですが、いろいろなプログラムや会合に参加し続けることで、怖がりたり恥ずかしがりたりためらったりせず、力強く自信をもって 1 時間でも話せるようになりました。それから子どもクラブの委員長をやり、市レベルの子どもクラブにも参加したり、何年か会計の仕事をしたりしました。

子どもクラブの活動にかなりの時間を割いていたので、勉強の妨げになるのではないかといろいろな人から言われましたし、両親からもひどく心配されたり怒られたりしました。でも、私は絶対にいい成績をとってやると決めてがんばり、試験の点数も以前よりはるかによくなったので、みんなが驚き、村の親たちはみんな自分の子を子どもクラブに行かせるようになったのです。

子どもクラブで活動していたときには、児童労働や児童婚をなくすことなど、多くのすばらしい成果がありました。私自身、友達が 17 歳で結婚させられようとしていたのをやめさせたことがあります。そして私たちは市内の子どもたちの福祉と権利のために活動し、サンウォル市として「子どもにやさしい地方行政」（CFLG）の認定を受けることができたのです。

子どもクラブのメンバーはいまでも自分たちの村や地区のあちこちに出かけ、プログラムを実施したり研修をしたりしています。私自身、さまざまな村のたくさんの方に親に向けて、子どもの権利についての研修をしています。子どもクラブのおかげで村の誰もが私のことをよく知り、敬意を払ってくれるようになりました。みんな子どもクラブのおかげです。子どもクラブに参加していなかったら、家の中だけが私の世界だったでしょう。子どもクラブは、社会のために活動をし、名誉や敬意を得る機会を私に与えてくれました。国内外の人たちとも会い、子どもクラブについて話をすることもあります。どこにでもいる「チュナ」ではなく、たった 1 人の「チュナ・パンデイ」として広く知られるようになったのが一番大きなことです。

ですから、誰もが子どもクラブに参加して子どもの福祉のために活動し、私たちの国ネパールを幸せなネパールにしていってほしいと思っています。児童虐待、児童労働、児童婚をなくすこと、そして子どもたちが手にするべきものをすべて与えること。子どもたちは花のつぼみであり、季節が来て咲き誇るのを待っているのです。私たちの社会が暗闇から抜け出し、明るい未来を迎えられるようにしましょう。今日の子供たちは、国の明日を支えてくれるのですから。

（訳：平野裕二^{ひらのゆうじ}）



就学前の子どもが

親とともに国の未来を考え行動する

はやし だいすけ

林 大介 (東洋大学非常勤講師・模擬選挙推進ネットワーク代表)

「軍隊のない国」「平和憲法の国」として知られているコスタリカ。憲法で常備軍を廃止したことで、軍事予算を教育予算に割り振り、教育国家への道を歩むようになりました。自分たちが社会を支えている一員としての意識醸成を育むために、子ども時代から民主主義や平和について学び、選挙のたびに模擬選挙(子ども選挙)が行われています。ちなみにコスタリカの模擬選挙を見たアメリカ人が、アメリカの大統領選挙などで模擬選挙を行うようになったと言われています。

今回、2018年2月に行われた大統領選挙・国会議員選挙に合わせて、コスタリカの模擬選挙、民主主義教育、平和教育に関する現場視察に行ってきました。以下、特徴的な取り組みを報告します(科学研究費助成事業「挑戦的萌芽」<18歳選挙権を踏まえた主権者教育及び子どもの社会参画促進につなげる国際比較研究>として実施)。

コスタリカの選挙

コスタリカでは4年に1度、大統領選挙・国会議員選挙(57議席)が行われます。国会議員選挙は政党名による完全比例選挙で、憲法で4割以上の議員は女性とすることが定められているため各政党は男女交互の比例名簿を作成しています。

選挙運動は特に定めがなく、支持者が自分の車に支持する政党の旗を立てたり、クラクションを鳴らしたりしてアピールします。テレビ局では長時間、候補者によるディベートが行われていました。投票日当日も選挙運動ができるので、投票所の公立の小中学校の正門前に各政党が政党ブースを出し、投票しに来た人にアピールをしていました。何より驚いたのが、日本のように「18歳未満の選挙運動禁止」ということはなく、子どもであっても選挙運動していること。親子で支持政党が異なることも普通にあるようでした。そして投票所では、投票所内の案内役として小中学生のボランティアがいました。

子ども選挙(模擬選挙)

コスタリカの模擬選挙は1980年代くらいから民間組織が自由に取り組んでいます。今回、テレビ局(チャンネル7/民放で人気がある)と子ども博物館の2箇所を見学しました。

テレビ局では敷地外の駐車場に特設ブースを設け、タブレットで投票し、アナウンサーと写真を撮ったりしていました。子ども博物館では、実際の選挙で使用される投票用紙に似せた投票用紙に投票する方法で、投票所には長蛇の列ができていました。

投票に来ていた子に投票理由を伺ったところ「この人を選ばないと戦争に



なってしまうから(6歳・女)」「家族のために活動するよ、と言っていたから(5歳・男)」「お父さんとお母さんが投票した人と同じ人に投票した(9歳・男)」など、色々考えているようでした。保護者にも感想を伺ったところ「民主的なプロセスを小さい時から学び、自分の意見を子ども時代から言うことは大事(母)」「(自分とは異なる候補者に投票した、という子どもについて)周りの意見に左右されないことは良いこと(父)」など、親子で政治や選挙について日頃から考えたり話していることを感じました。

コスタリカの模擬選挙は、これら以外にも、家電量販店が約130店舗で実施し1.3万人が投票するなど、各地で取り組まれています。

コスタリカの模擬選挙は、これら以外にも、家電量販店が約130店舗で実施し1.3万人が投票するなど、各地で取り組まれています。



コスタリカの民主主義教育、平和教育

コスタリカは、選挙最高裁判所が子ども・若者を含めたあらゆる年代に民主主義を定着させることを目指した民主主義教育に取り組んでいます。「民主主義の内容、実践」「民主主義のメカニズム」「女性の参加、エンパワーメント」「選挙の方法」といった教材を作成しています。すべての公立小中学校で児童会選挙・生徒会選挙が義務付けられていることもあり、選挙最高裁判所の職員が出前授業を学校で行い、教員向けの研修も行っています。

また、公教育省(日本の文部科学省に該当)は、①コミュニティサービス(地域活動)、②児童会・生徒会活動、③学生のリーダーシップ養成、④学生と議員が話し合う機会(年3回)、⑤安全な通学路、といった5つのプログラムを通して民主主義を学び、体験し、参加する機会を設けています。「子どもが社会に参加する一環として子どもと議員との意見交換を公教育省が実施」「(R.ハートの参加のはしごを用いながら)学校や各教育機関において、子どもが提案し、市民としてリーダーシップを発揮できることが大事であり、子どもの意見表明や参加を受け入れられるキャパシティを持つ必要がある」との話には、日本における教育行政の認識との違いに驚きを感じました。

何よりも、教育の根幹にあるのが「平和教育」です。「平和教育」と言うとうどうしても「国家間の戦争や武力抗争がない状態を学ぶ教育」というイメージが強いのですが、コスタリカは違います。個々との均衡や精神・感情に関することで、自己表現や成功、自分が幸せを感じることは何か、権利や責任、紛争解決法、民主主義の維持のあり方、生物多様性、いのちの尊重、種の保存、自然観、宇宙観など幅広く位置づけています。

「コスタリカは、脆弱だからこそ、平和を愛する」との言葉に納得です。

髪が黒くなければ学校に入れない

—なぜ、日本の学校は「地毛証明書」を求めるのか？

きた あきと

喜多 明人（早稲田大学教授）

<地毛証明書とは>

最近、生まれつき髪が黒髪や直毛でない生徒を対象として、染髪やパーマをかけていないことを確認する「地毛証明書」を提出させる公立高校が増えてきた。地毛が黒くない生徒は、あらかじめその証明となる生育関係文書や写真などを提出させているところもあり、生徒や家庭のプライバシーに踏み込みすぎではないか、との批判もある。

地毛証明書を提出していない生徒は、校則で禁止された染髪（茶髪など）やパーマをしていると見なし、校則違反した生徒は、校長もしくは生徒指導担当教員の説諭をうけて、黒染めさせる。黒染めしない場合は学校には入れない・・・という、いわゆる「再登校指導」を行う。結果的には、黒染めしない生徒が不登校になり、中退する傾向もある。大阪では、地毛が黒くない女子生徒を黒染めにしたことから、当該生徒が不登校になり、これがもとで裁判になっている。

そんな地毛証明書を求める公立高校が、東京で 6 割（朝日新聞 2017 年 5 月 10 日付）、神奈川では 4 割（神奈川新聞 2017 年 12 月 17 日付）、沖縄では 8 割を超えて実に 86.7%（60 校中 52 校）にのぼるといふ（琉球新報 2018 年 1 月 4 日付）。

<地毛証明書を不要と考える学校の見識>

ただし、某新聞社では、逆に地毛証明書を提出させていない高校に対して、その理由を尋ねている。

「染色も生徒の個性であり、決まりによって生徒とのコミュニケーションが阻害される可能性がある。

「黒くすることが目的ではなく、自然の髪色で生活するのが目的のため」

「華美ではない以上の指導はしていない」

「人権に関わり必要がない」

「当該の生徒が少ないほか、外国につながる生徒がおり、その都度柔軟に対応してきたため」

「自主、自立の精神を重んじているため」

<髪型、服装規制は、子どもの個性を実現する権利の侵害>

「染色も生徒の個性」という教師の言葉から想起するのが、2010 年に韓国・京畿道で制定された「児童・生徒人権条例」である。

児童・生徒人権条例の「第 2 章 児童・生徒の人権」の「第 4 節 プライバシーの秘密及び自由並びに情報に関する権利」のなかで、11 条として以下のような定めがある。

「第 11 条

児童・生徒は、服装、髪形など容ぼうにおいて自分の個性を実現する権利を有する。

2 学校は、頭髮の長さを規制してはならない。

3 学校は、正当な理由及び第 18 条の手続きによらない学校の規定によっては、第 1 項の権利を制限することはできない。」

今日、日本の子どもの最優先の実践的な課題は、「子どもの自己肯定

感の低下」に対して、いかに歯止めをかけるか、にある。そのような時代にあつて、相変わらずの画一的な校則をもって子ども・生徒の個性をつぶしていくようなことでは、子ども、生徒の自主性も自立性も育てていかなければならぬ。

日本の学校が、生徒の多様性を否定するのではなく、生徒一人ひとりが個性的な人間として生きていけるように支えていくことが大切であろう。

<疲弊する学校、多様性に向き合う“体力の消耗”>

もちろん地毛証明書を要求する学校側にも言い分はある。茶髪の生徒に対して、「地元や保護者から反対の声がある」「茶髪に優等生無し」「まちのお兄ちゃんにからまれる」などなど。

「生徒の行動管理を迫られ、エネルギーを失って過労死が問題になるほど疲弊し、規則に頼らざるを得ない。そんな学校の実情も考えなければならぬ」（神奈川新聞 12 月 17 日付）。

いま、不登校の子どもは小中学校だけで 13 万 4 000 人にのぼる。ちまたでは、不登校の子どもを学校復帰させようという新たな官民一体となった動きが活発化し（たとえば、「クラスジャパンプロジェクト」など）、学校に不登校の子どもを抱え込むように「包摂性」（インクルーシブ性）を求める声が大きくなっている。

学校現場では、前述したような非行系生徒の不登校問題のほか、最近では、特別支援の対象とならない「知的障害を伴わない発達障がい」系の子どもの不登校問題に直面してきている。そんな中での「包摂性」への要請は、学校、教師をさらに追い詰め、疲弊させかねない。

<子ども・生徒が声をあげてこそ！>

地毛証明書を提出させる高校が 8 割を超えた沖縄では、琉球大学の小田切忠人教育学部長が以下のように訴えている。

「大切なのは、将来を案じて教員が考える枠にはめるのではなく、目の前の生徒に向き合うことだ。そんな生徒指導は難しく、うまくいかないかもしれない。高校生が未熟なと同様、大人もまた完全ではない。それでもできないなりに向き合い、今を生きる目の前の子どもの幸せのために、何が必要かを考えることが重要だ。

子どもには子どもの権利がある。大人が教条的な価値観を対立させるよりも、日本も批准している子どもの権利条約に即して、高校生自身が議論をし、意見表明する機会にしてほしい。」（琉球新報、1 月 4 日付）

かれが述べているように、2017 年 5 月の朝日新聞を皮切りとした「地毛証明書の問題」の展開の中で、たいへん残念なことに、地毛の当事者である高校生の声があがってきていない。

子どもの権利条約ネットワークでは、2018 年 5 月 13 日の午後には総会イベント「若者座談会『どこかへん!? “学校のルール” どうやって声を上げていくか?』」（仮テーマ）を開催するよう準備を進めている。この問題について高校生、大学生の人たちとぜひ議論してみたい。ただし、そもそも「どうやって声をあげたらいいのか」というところでつまづいている生徒も見られる。そこでは、日本の子ども・生徒の意見表明・参加について、その意味と方法、機会についてまず話し合う必要があると思う。

小児医療の現場と子どもの権利

田中恭子（国立成育医療研究センターこころの診療部）

1. 小児医療と子どもの意思決定

小児医療は心も身体も発達過渡期にありどんな時も生きるベクトルをもつ子どもを対象にした医療であり、自身の意思決定が可能でその表明が直に医療に生かされる成人期の医療とは異なる側面をもつは周知の事実である。子どもの認知発達はまだ発達途上であり、その決定力は十分ではないかもしれないが、子ども自身がおかれる状況を可能な限り十分に認知し、自身の今後の意思決定をしていくことを妨げる医療であってはならない。また、その場限りのごまかしや嘘で、おとな達が自らその苦悩から一時的に逃れようとする意思決定も、子どもの尊厳を尊重しているとは言えない。小児医療に携わる私たちは病気をもち子どもを目の前に、決して容易には答えの出ない“子どもの最善の利益、子どもの権利保障”について日々頭を悩まし何が医療であるのかを心の中で問うてきた。そのような背景をベースに2012年日本小児科学会が、「重篤な疾患を持つ子どもの医療をめぐる話し合いのガイドライン」を公表した。そこでは、生命維持に必要な治療の差し控えや中止に関し、本人ならびに家族の意志、更に医療スタッフが協働して検討し、意思決定出来るように支援するべきであると記されている。つまり法定代理人（多くは親）と医療チームが、「子どもの最善の利益」を考えて協働意思決定を行うプロセスの重要性を学会として正式に推奨したものである。本ガイドラインが発表され5年が経過した今、臨床現場の実態調査から現状を把握しておきたい。

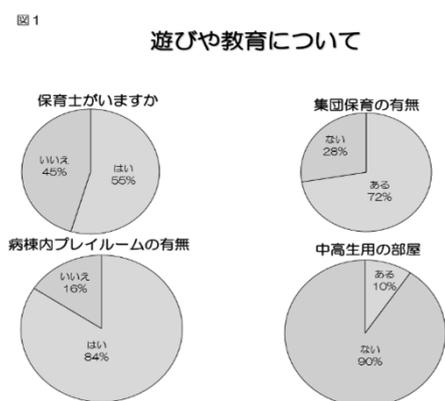
2. 臨床現場の実態調査から

このガイドラインとの関連で、子どもの権利という視点からみた療養環境に関し、臨床現場では子どもの権利がどのように意識され守られてきているかに関する調査結果を引用し、考察したい。（①平成24年度厚生労働省科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業報告書「重症の慢性疾患児の在宅と病棟での療養・療育環境の充実に関する研究」アンケート対象：全国、②関東弁護士会連合会平成28年度シンポジウム委員会：アンケート対象：関東甲信越静内病院・診療所）

（1）遊びや教育について

（第6条：生命・生存及び発達の確保（生命に対する権利）第28条：教育を受ける権利、第31条：休息及び遊びについての子どもの権利）

→図1



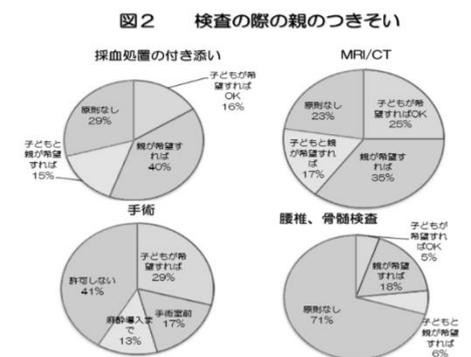
設定保育、個別保育、集団保育は子どもの成長発達権（遊びは子どもにとって本質的価値であり、脳の発達において重要な役割をもつ）の視点から必須である。（意見第17号（条約31条関連）この分野では保険点数加算にも後押しされ保育士が病棟に雇用されこの10年間に大きな発展を遂げてきた。しかしながら教育に関してはまだ不十分であり、とくに院内に高等教育制度が配置されている医療施設は極僅である。幼少時の子どもとは別に、同年齢の仲間と共有できる時空間が必須と考える。また教育に関しては障害を有する子どもへの合理的配慮（障害者基本法第16条）、転籍、医療的ケアを有する子どもの通学などの課題がある。

（2）面会および家族の同伴について

（第9条：家族から分離されない権利）

→図2

この10年の間に、親の面会に対する医療施設の対応は、より制限的でない方向へ、少なくとも施設又は医療者の意識が変化し、面会制限のない医療施設が増加した。しかしながら、親に付き添われる権利は、子どもが検査や処置を受ける際、そばに寄り添うこと（同伴を含む概念であるがその場面においては、親は退出を求められ、あるいは入室を許されず、子どもはひとりで処置や検査を受けることが少なくないとされる。発達段階に応じた付き添い（同伴）の重要性ないし効果のみならず、実現可能性に関する知見の啓発が必要であると思われる。また、兄弟姉妹や友人等との交流は極めて重要である。子どもの権利条約も子どもの成長発達権（6条2項）、遊びの権利（第31条）を保障している。しかしながら、実際には感染リスクが重大な壁となり多くの医療施設では厳格な制限が設けられている。感染リスクの厳密な評価が必要であろう。



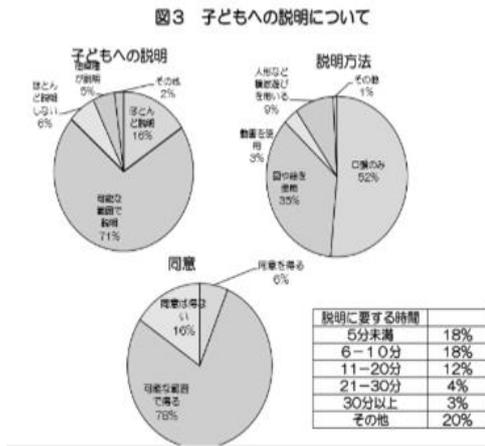
い医療施設が増加した。しかしながら、親に付き添われる権利は、子どもが検査や処置を受ける際、そばに寄り添うこと（同伴を含む概念であるがその場面においては、親は退出を求められ、あるいは入室を許されず、子どもはひとりで処置や検査を受けることが少なくないとされる。発達段階に応じた付き添い（同伴）の重要性ないし効果のみならず、実現可能性に関する知見の啓発が必要であると思われる。また、兄弟姉妹や友人等との交流は極めて重要である。子どもの権利条約も子どもの成長発達権（6条2項）、遊びの権利（第31条）を保障している。しかしながら、実際には感染リスクが重大な壁となり多くの医療施設では厳格な制限が設けられている。感染リスクの厳密な評価が必要であろう。

（3）子どもへの説明：意見表明権（第12条）

① 2012年全国調査から

子どもへの説明に関して、86%が説明することに前向きであった。説明をしない理由として、「親への説明で十分」は少なく「子どもは理解不能」と「子どもへの説明方法がわからない」が主であった。説明方法としては、口頭のみという手法が主であり、子どもにとってそのような説明が有益であるかは疑問子どもの言語によらない表現も子どもの権利条約12条（意見表明権）の「意見」に含まれ、そのような子どもの「意見」を適切にくみ取るためにはそのための能力を備えた専門家が必要である。子どもの権利条約締約国は、適切な心理社会的素養を持ち、十

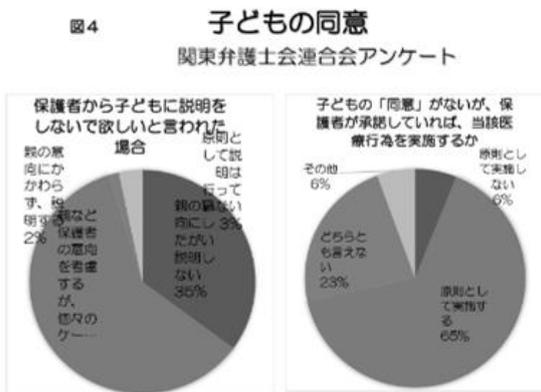
分な訓練を受けた、十分な人数のスタッフを配置しなければならぬといわれている。よってこの観点から考察を行なうと、子どもの認知発達と、関わりにおいて十分その知識と技術をもった子ども療養支援士等の必然性があげられるものと思われた。 →図3



②2016 年関東弁護士会調査から

→図表 4、5

子どもへの病気・治療の説明をどのように考えますかに関し以下に分類して調査を行ったのでその結果を以下に引用する。



・保護者から子どもに説明をしないで欲しいと言われた場合

結果からは、親の意向にしたがい説明しない 35%が1/3以上を占めており、親など保護者の意向を考慮するが、個々のケースで判断60%であった。

・子どもの「同意」がないが、保護者が承諾していれば、当該医療行為を実施するか

結果は原則として実施する65%が2/3を占めていた。

・子どもの「同意」を得ているが、親など保護者が拒否している場合に、当該医療行為を実施しますか

原則として実施しない66%が2/3を占め、子どもの同意のみでも原則として実施する6%であった。この結果からは、対象となる臨床状況や年齢別に細かく分類したものではないため考察には限界があるもの、やはり現状では治療や検査の同意と実施は、基本的には親の意見に沿うことが前提で子どもの意見も一応聞く、ということが主流の状況であることを示唆すると考えられた。親がなぜ子どもへの情報提供を懸念しているのか、その気持ちや考えを聴きながら（多くは親の子どもに起きた疾病に対して十分な受容がないと過度の不安を呈すことがある）親と力を合わせて子どもの治療に向かう姿勢を示すこと、情報提供後の子どもの支援に最善をつくすこと、など説明することが重要である。子どもの病気の理解は10歳以上ではほぼ成人と同様の理解を示すことが理論上では報告されているが更に年少の時、就学前の子ども達は、病気を患った原因は自分にあるもの、として誤認識することが知られている(図表8)。そのような認知発達の観点からすると、子どもへの説明は、単なる説明にとどまらず、その子自身が

誤解のないよう、個々の認知発達に応じた子ども自身が可能な限り理解できる方法を取り、しかも、その状況に付随、浮上する様々な不安や緊張、焦燥感などに対する継続的な心理的支援が必要である。

3. 現場における子どもたちの声

①子どもと親からのアンケート

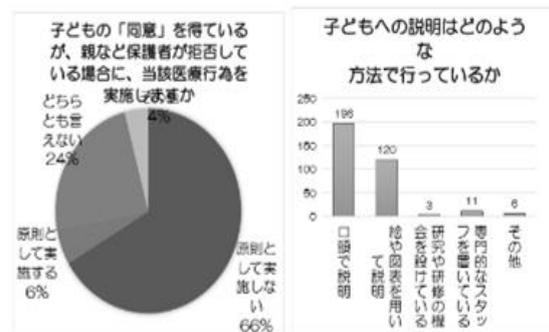
筆者は病気や治療の説明に関するアンケートを療養中の子どもおよび親を対象にアンケートを行った。子ども自身は9割が必要と回答している一方で、親は約1/3が不要もしくはわからないと回答した。臨床現場でも、子どもには説明しないでほしいと言われることが決して少なくなく、この心理的背景には子ども自身が受容できずに不安、衝動にかられるという親ならではの不安が存在していることが多いが、一方で親の子どもへの疾病受容ができていない状況では子どもへの説明も困難となることも多くこの場合心理的アセスメントと支援が必要となってくる。子ども自身の疾病受容は、子どもの不安、抑うつ、心的外傷などを減少し心理社会的QOL改善、子ども主体で情報取得・発信可能、ピアサポートなど支援の幅が広がる、信頼関係構築に繋がることを報告されており、子どもの力を信じ発達段階に応じた方法で説明を行うことが求められる。

②現場に聴かれた子どもからの意見

筆者が臨床の場でCL活動を行う際に出会った子どもたちからは以下のような声が聴かれた。

- ・もっと早くに話してほしかった。
- ・薬のことばかり言われて、なぜそれが大事なのか正直わからず反抗した
- ・親には苦勞をかけたと思うが、嘘をつかれたことに変わりない。
- ・親を自分を弱い人間だと思っていたのだから。私たちはこれらの子どもたちの声に丁寧に応える必要がある。

図5 子どもの同意 関東弁護士会連合会アンケート



4 さいごに

“大事なことは目にみえないんだよ” (星の王子さま、サン テクジュペリ)

小児科医の専門性の一つに、子どものアドボケイターであることが示されている。そして医療の現場で私たち医療スタッフは常に子どもと関わっている。子ども自身の声を聴くこと、そしてその声を医療の中心とすること、子ども自身の選択や自己決定がおとなの視点から大きく外れていた場合においても、それでも子どもの意見を尊重し、関係者で話し合い、決定事項は子どもにフィードバックし、子ども自身の見解がどのように反映されたのかわかりやすく説明を行うこと、いかなる場合も、このような流れが妨げられないこと、そして、子ども自身が意思決定の中心であり続けること、これらのことが、然るべく遵守されること、このプロセスが、子どもの権利保障であると考えられる。子どもの同意能力評価、子どもの発達段階に応じた説明方法、医師のみならず他職種育成や研修などこれから熟していく必要性がある課題は残しながらも、目に見える子どもの言動から目に見えにくいけれどもとても大事な子どもの気持ちや考えなどに心を向け、いずれの場面、領域においても、子ども中心の医療を実現していきたいと思う。

子どもの権利条約フォーラムは、1993年11月に東京で開催して以来、今年（2018年11月3日・4日、栃木県足利市市民プラザ）で26回目を数える。フォーラムの目的は、次の5つの基本目標に表されている。

- (1)子どもの権利条約に関連した実践・経験の交流
- (2)子ども同士・子どもとおとなの交流・パートナーシップ関係づくり
- (3)行政との建設的な対話
- (4)子どもの権利実現についての市民レベルでの検証
- (5)子どもの権利条約の普及・広報

この目標に即して、子どもの権利の普及や子ども支援をすすめる NGO/NPO、各種団体、市民などの出会いと実践交流、学びの場を提供してきた。開催当初は東京（5回）を軸としつつ、その後は「地域からの子どもの権利実現」をめざして、大阪（2回）、神奈川、福岡、群馬、青森、千葉、兵庫、茨城、滋賀、熊本、長野（2回）、三重、富山、宮城（2回）、広島、愛知で開催してきた。すでに開催してから四半世紀になるが、このフォーラムが残したものは何か。引き継ぐべきものは・・・という問いかけを通して、この四半世紀を検証していきたいと思う。（編集部）

関西で子どもの権利条約が残したものの、引き継ぐもの

山下裕子・長谷有美子

1 大阪フォーラム 1996 から関西フォーラム 2016 へ

1996年11月9日（土）、10（日）、「子どもの権利条約フォーラム'96」が、大阪市立労働会館（大阪市市政改革により2008年閉館、現在子ども相談センター（児童相談所））で開催されました。1993年から子どもの権利条約ネットワークと国際子ども権利センターの呼びかけでスタート、東京を皮切りに4回目が大阪でした。14団体が実行委員会に参加し、116団体が賛同、26都道府県から集まった参加者は述べ600名。うち子どもの参加は70名。キーワードは「出会い、気づき、おもしろさ」。メインは「模擬・国連子どもの権利委員会」。条約批准後、日本の子どもの権利の現状について、何が変わり、変わっていないのかを市民レベルでとことん話し合おうと企画しました。

子ども情報研究センターは実行委員となり、日頃「ユアボイス」*1や「ティーンズメッセージ from はらっば」*2という活動で常時事務所に集う10代の子どもたちが参画し、当日は進行役をつとめました。この時代大阪では、「こどものけんり大阪フェスタ」の開催、子ども情報研究センターでは、ビデオ・ドラマ『The Choice！～私服登校物語』発刊、96年には、「子どもの人権」大阪連絡会議*3の開催と、諸団体とともに「子どもの権利条約」を手に子どもとおとなのパートナーシップ社会をめざして子どもとおとなが出会い、お互い問いかけ、話す場をもってきました。

そして、条約批准20周年の2014年、ネットワークからの各地で批准20年を合言葉に条約の実現をめざすムーブメントを広げよう！という呼びかけを受けて開催しました。子どもや若者の力を信じて、尊重しない社会を変えるために奮闘している仲間との新たな出会いと再開はお互い大きな励ましとなりました。そして何より新たに子どもたちと出会い、翌年2015年の関西フォーラム、「子どもの権利条約 第131号・2018年3月15日

権利条約フォーラム 2016in 関西」の開催とつながりました。

「子どもの権利条約」を手に子どもとおとなが主体となり、一市民として声をあげていくことで社会が変わっていくことを引き継いでいきたいと思えます。

（公益社団法人子ども情報研究センター 山下裕子）

- *1 子どもが自分の意見や悩みなどを自由に話せる場として留守番電話機能を使った電話番号
- *2 子ども情報研究センター発行冊子『はらっば』のコーナー
- *3 大阪府内の29の国公立大学学長が呼びかけ人、市民の意見を集め、府政や市町村政に提言し、子どもの人権文化を根付かせるために設立

2 子どもの権利条約関西ネットワークの設立と展開 —2018年1月「関西子どもの権利条約フォーラム 2017」の開催

「子どもの権利条約フォーラム 2016in 関西」で培われたつながり、そして何より子どもたちが声をあげてくれたことをそのままにしておくわけにはいかない

—この活動を継続させようと、2017年度は新体制でスタートしました（共同代表：庄保共子さん（NPO 法人こどもの里代表）・浜田進士さん（NPO 法人子どもの権利条約総合研究所関西



事務所長))。

関西ネットワークは、普段は 30 近い構成団体がメーリングリストでつながり、情報共有しています。具体的な活動として、互いを知る交流会を時折実施しながら、しくみづくりと NGO レポート、さらに子ども参画に向けたユニットが中心になって、関西フォーラムの準備を進めてきました。皆さんが一同に会する機会はなかなかありませんが、構成団体は、それぞれの活動を大事にしつつ、細い糸のようでも、子どもを中心にしてつながり続けることが、社会を変える波を起こすことになると信じ、関わるところに関わるというゆるいネットワークのスタンスでつながってくださっています。

今年度は 2018 年 1 月 28 日に「関西子どもの権利条約フォーラム 2017」を実施し、127 人が参加されました。“子ども会議”への参加の呼びかけに応じて各地から集まった 25 人の子どもたちは「伝えていこうや!! 自分の想い」をテーマに、5 チームに分かれ、ペーパーアート、アンケートや劇、イラスト、DVD 映写とさまざまな手法を使って、午後の全体会で思いの丈を発表しました。その後は、発表を受けて「どんなことを感じた? 思った? 語り合おうよ!!」

すべての世代が楽しめるフォーラムを

今回の子どもの権利条約フォーラムでは、いろんなことを考える機会がありました。1 日目でのオープニングやメインイベントでは、小中学生以下がととても楽しそうに参加していたことがとても印象的だった反面、中高生には少し物足りないものだったと感じました。それぞれのすべての世代が楽しめる、参加できるものを作ることとはとても難しい課題だと思います。今回のフォーラムではターゲットが絞られたものになっていたかなと思います。2 日目の分科会では子ども食堂と高校生プライダルに参加させて頂きましたがこちらは普段体験できない貴重な時間でした。子ども食堂では主に中学生以上の方で調理を担当し、小学生の子達もデザートの手伝ったりと楽しい交流ができました。高校生プライダルではその名の通り、結婚式のプランを考えるという分科会でしたが、実際に高校生が作ったプランの映像を見せていただいた時はとても感動しました。グループワークで自分も考えて意見を出す場面があり、とても楽しむことが出来ました。

あや (18 歳・愛知)

“権利オークション”に主体的に取り組む

今回、私は子どもの権利条約フォーラムに初めて参加させていただきました。

一番楽しかったのは、初日の権利オークション後のグループディスカッションです。簡単な権利オークションから、どの権利が一番欲しいかを話し合い、最終的にはどの権利を選ぶかを小学生から中学、高校生までが自由に話し合いました。

子どもとおとな」で、6~8 人ずつのおとなと子どもにグループに分かれて話し合い。これは、たいへん盛り上がりました。こんなふうに、いつでも、子どもとおとなが対等に話し合える時間や場があれば、子どもが自分の感覚、思いや意見を語れる場があれば、おとながその声を聴く耳さえて持てば、社会は変わっていきけると感じた時間でした。

午前中には、社会を変えるにはしくみづくりが大事と、分科会「子どもにやさしいまち“実現戦略”をリアルに考える」を実施。次の統一地方選挙を目標に、子どもの権利条約を公約に掲げる議員を送りだそうといった具体的な目標を立てて考えました。

課題はたくさんあるけれど、~子どもが変える・おとなが変わる・しくみは変わる~を合言葉にこれからも多くの人とつながり続け、少しずつ子どもたちと一緒に前進していければと思います。

(関西ネットワーク事務局 :

NPO 法人 CAP センター・JAPAN 長谷有美子)

フォーラムと子どもの声

話し合うことによって、自分たちならどんな権利が欲しいかを具体的に討論し、お互いの妥協点を決めていく、そしてだんだん意見がまとまっていくのを実際に体験したとき、場が自然と主体的なディスカッションになっていくのを感じました。

学校でも、実際にこうしたグループディスカッションを行うのですが、権利オークションとは違って、どちらかといえば受動的でした。なかなか権利オークションのようなディスカッションは体験したことがなかったので、とても感動しました。

こうして意見交換出来たり、発表できたりする機会はあまりないので、緊張もしましたが、2 日間子どもの権利条約フォーラムに参加して、本当にいろいろな方と意見交換することができました。新しい方とのつながりもできて嬉しかったです。

来年は足利で子どもの権利条約フォーラムを行うことが出来るので、頑張りしたいと思います。

ありがとうございました! かがみももか 加賀美百香 (18 歳・栃木)

自分にとって核心をついた前川講演

子どもの権利条約フォーラム 2017 に参加し、この 2 日間の中で様々な交流や体験をさせていただきました。

私にとって一番印象的だったのは、前川喜平さんの基調講演でした。というのも、子どもの権利条約に関心があって参加される同年代の子どもの内にも、「学校に行くのは当然」という概念があるように感じたからです。後のパネルディスカッションなどでも、「学校が忙しい」、「学校や勉強などでやりたいことができない」などという意見が出たように、子どもたちの考えから、学校や学習に

対する不満や苦勞が見て取れました。しかし、「子どもは学校に行くものだ」という考えが根付いているため、最低限、学校ありきで考えているのでは、と感じました。例えば会場内で子ども向けに配られる資料の枠外には「年、組、名前」という記入欄があります。それほど学校に行くのは当たり前という文化が根付いているのです。しかし、子どもの権利条約の1つとして、「無理して学校に行かなくてもいいよ」と言ってくれている条約はあるのです。このことは「教育機会確保法」という法律でも定められています。学校が合わなくて行きたくないという思いを無視して強制的に連れて行くという行為は、人権そのものを侵害しています。私は今、フリースクール東京シュレ（学校外の居場所・学び場）に通っていて、小学校時代には公立学校の不登校経験があります。その時のおとなは、子どもに協力的な姿勢をとっていても、当時の自分にとっては結局のところ「学校復帰」を目的として、強制的に学校に連れて行ったり、何とかして適応させようとあくせく動いたりする、ただの「嫌なおとなたち」にしか見えませんでした。子どもの権利条約や教育機会確保法などで保障される権利が当時にもあればよかったのですが、それらは近年になっての認知、または成立ですので、私は常に人生を否定されながらの肩身の狭い子ども時代を過ごしました。しかし、現代にはそれらが保証される条約や法律があるのです。それによって、「イヤならば行かなくてもいい」という気持ちも尊重されることの認知度を上げていけば、と常に考えておりました。そんな中、子どもの権利条約フォーラム2017での前川氏の講演は、自分にとってまさに核心をつくものでした。文科省の中でも不登校の子どもに対して取り組んでいた、そんなおとなの存在を一つ知ることができたのは、私に取っての大きなセンスオブワンダーであり、それは同時に、今回のフォーラムの「信じよう子どもの力、大人の心」というテーマに繋がるのではないのでしょうか。おとなを信じるということは難しいことです。自分の両親や身近なおとなたちはともかく、教育機関のおとなというのは、自分の社会的立場や評価に囚執しがちなのだと思っていました。しかし、今回のフォーラムには、おとなの心を信じてもいいのではないかと思えるもの

が感じられました。また、前川喜平氏の講演により、子どもの権利条約に興味や関心があり、活動に参加している子どもやおとなの皆さんにも、不登校に関する権利が尊重されることの認知度が高まったように、私が一子どもとして、そしてフリースクール東京シュレのメンバーとして参加出来たことは、このフォーラムに、私自身にとっての強い意義を感じました。

えじま りょう
江島 遼 (16歳・東京)

ウォークラリー、子どもカフェで達成感

わたしが子ども権利条約フォーラム2017IN 信州に参加して楽しかったことは、ライブなどを交えた講演会の後の子ども向けのウォークラリーと、分科会の子どもカフェでみんなで料理をしたこと、初心者向けの子どもの権利条約の勉強会で集まった人たちが4人ずつの小さなグループを作り、子どもの権利条約について楽しくわかりやすく勉強したことです。

ウォークラリーでは、いろいろなぞを解いていくのが楽しかったです。1つ目の分科会の子どもカフェでは協力しながらみんなで料理を作れたのが楽しかったし、たっせい感もありました。2つ目の分科会では、初心者向けの子どもの権利条約の勉強会で、わたしにもかんたんに関わりやすく勉強できました。

2018年のフォーラムはわたしが生まれ育ち、住んでいる足利市で開かれます。その時におとなむけの講演会を開くのもいいけれど、あまり子どもの権利条約に興味のない子や小さな子でもわかりやすいイベントを開いたり、おとなの意見と子どもの意見がわかちあえるような会が開かれるといいなと思います。

せきぐち あやの
関口 綾乃 (11歳・栃木)



編集後記

平昌オリンピック・パラリンピックでの日本選手団の活躍は、日本中を感動の渦に巻き込み、乾燥した列島に涙で潤いを与えてくれました。そして国内では受験シーズンを終え、桜が咲いた方もあれば、開花を待たずに新たな方向性を見出し歩き始めている方もいらっしゃると思います。

そんな新たな一歩を踏み出すにふさわしいこの季節に、私は「繋がり」について思いを巡らせています。

「東二病気ノドモアレバ行ツテ看病シテヤリ、西ニツカレタ母アレバ行ツテソノ稲ノ束ヲ負ヒ……」、どれも自らの意思に則った主体的な営みです。そのような主体性を持った営みの産物とは何なのか。その答えは「子どもの権利条約フォーラム」にありました。

来る2019年は条約採択30周年、批准25周年です。条約を巡る動きの新たな一歩が各地で繰り広げられ、それらが「輪」となりつながることで、大輪の花を咲かせたいものです。

「子どもの権利条約」No.131号 2018年3月15日発行

★発行 (季刊・年4回)

子どもの権利条約ネットワーク
Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘 2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ http://www.ncrc.jp/

★発行人 喜多明人

★編集人 喜多明人・宇原佐知子

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

*郵便振替 00180-2-750150

*ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0750150

ドコモケンリジョウヤクネットワーク

★印刷 (株) 第一プリント